

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

（宛先）松山市長

申請者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

事務所及び事業場の所在地

事務所

電話番号

事業場

電話番号

事業の用に供する施設の種類及び数量

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

※事務処理欄

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市区名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)

申請者(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	住	所

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	住	所

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行株式の 総 数	株		出資の額	本 籍 住 所
	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割 合		
(ふりがな) 氏名又は名称				

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名又は名称	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当する者でないことを誓約します。

年 月 日

(宛先)松山市長

申請者

住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

(注)

- 1 申請者が法人の場合にあっては、申請者である法人又はその役員若しくは政令で定める使用人が欠格要件に該当しないことを誓約するものです。
 - (1) 役員とは、法人に対し業務を執行する取締役等のほか、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者かを問わず、取締役等と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。
 - (2) 取締役等と同等以上の支配力を有すると認められる者には、発行済株式の5%以上を有する株主又は出資額の5%以上を出資している者が含まれる。
 - (3) 政令で定める使用人とは、本支店等又は継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、収集運搬又は処分若しくは再生に係る契約を行う権限を有する者を置くものの代表者である者をいう。
- 2 申請者が個人の場合にあっては、申請者である個人又はその法定代理人若しくは政令で定める使用人が欠格要件に該当しないことを誓約するものです。

(第1面)

事業計画の概要

1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること。)

- (1) 収集、運搬、処分の方法等
- (2) 保管行為の有無

2. 取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む産業廃棄物を取り扱う場合は、その取り扱う産業廃棄物の種類のうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含まないものと含むものに分けて記載し、含むものについては産業廃棄物の種類に括弧書きで「(石綿含有産業廃棄物)」などと記載すること。

(第2面)

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地					
駐車場の所在地		※付近の見取図を添付すること。			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称		用途	容量	備考	

(3) 積替施設又は保管施設の概要

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

従業員数の内訳

年 月 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

(第5面)

5. 環境保全措置の概要(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

運搬車両の写真 (カラー)

自動車登録番号又は
車両番号

前
面
写
真

写真の方向等について図示するのが望ましい。

注意事項

- ・車両の全面(真正面)を撮影すること。
- ・ナンバープレートが確認できること。
- ・被牽引専用車(自走出来ない車)は、真後ろから撮影した写真を提出すること
- ・申請日から3ヶ月以内に撮影されたものであること。

側
面
写
真

注意事項

- ・車両の側面(真横)を撮影すること。
- ・名称等の車体の表示が確認できること。

既に許可を有している場合には所定の事項(「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名(事業者名)」、「許可番号」)が表示されていること。

車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。

- ・申請日から3ヶ月以内に撮影されたものであること。

撮影

年 月 日

(第7面)

運搬容器等の写真 (カラー)

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・容器等の全体が写るように撮影すること。・申請日から3ヶ月以内に撮影されたものであること。			
			撮影 年 月 日

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・容器等の全体が写るように撮影すること。・申請日から3ヶ月以内に撮影されたものであること。			
			撮影 年 月 日

保管施設の写真（カラー）

掲示板・保管施設全景・保管施設近景	保管 品目	
<p>※次の(1)～(3)の写真を添付すること。ただし、掲示板が作成できていない場合は、写真の代わりに掲示板の予定図を別途添付してもかまいません。</p> <p>(1) 保管施設の掲示板の写真(記載事項が確認できるもの) (参考) 掲示板の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①積替え保管の場所である旨 ②廃棄物の種類 ③管理者の氏名、連絡先、(管理を担当する者の氏名、電話番号) ④保管可能量(保管上限) ⑤最大積み上げの高さ(屋外で容器を用いない場合) <p>(2) 保管施設全体が確認できる写真(少し離れた位置から全景を撮影したもの) ・複数方向から撮影すること</p> <p>(3) それぞれの保管場所が特定できる写真(保管施設の近景) ・必要に応じて複数方向から撮影すること</p> <p>※保管容器を用いて保管する場合は、容器の全体が写った写真を添付すること ※申請日から3ヶ月以内に撮影されたものであること</p>		
撮影		年 月 日

掲示板・保管施設全景・保管施設近景	保管 品目	
<p>※次の(1)～(3)の写真を添付すること。ただし、掲示板が作成できていない場合は、写真の代わりに掲示板の予定図を別途添付してもかまいません。</p> <p>(1) 保管施設の掲示板の写真(記載事項が確認できるもの) (参考) 掲示板の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①積替え保管の場所である旨 ②廃棄物の種類 ③管理者の氏名、連絡先、(管理を担当する者の氏名、電話番号) ④保管可能量(保管上限) ⑤最大積み上げの高さ(屋外で容器を用いない場合) <p>(2) 保管施設全体が確認できる写真(少し離れた位置から全景を撮影したもの) ・複数方向から撮影すること</p> <p>(3) それぞれの保管場所が特定できる写真(保管施設の近景) ・必要に応じて複数方向から撮影すること</p> <p>※保管容器を用いて保管する場合は、容器の全体が写った写真を添付すること ※申請日から3ヶ月以内に撮影されたものであること</p>		
撮影		年 月 日

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額(千円)	
事業の開始に要する 資金の総額	土 地	
	事 務 所	
	収集運搬車両	
	積替保管施設	
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	(借入先名)	
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

事業の開始に要する資金等について

本事業の実施については、現事業における現有体制(資金、人員、車両及び施設)で十分運営可能です。

したがって、新たな資金等の調達は必要ありません。

年 月 日

(宛先)松山市長

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(第9面)

資産に関する調書(個人用)

年 月 日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 両			
そ の 他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金			
短期借入金			
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			

長期財務計画表

(単位:千円)

計 画	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期
売上高 A					
売上原価 B					
売上総利益 C(A-B)					
販売 管理 費	役員報酬				
	給与手当				
	法定福利費				
	減価償却費				
	賃貸料				
	燃料費				
	修繕費				
	その他				
	合計 D				
営業利益 E(C-D)					
営業外利益 F					
営業外費用 G					
経常利益 H(E+F-G)					
累積利益					

(注 意)

1. 経費の節減は、具体的にどうするのかを記載すること。また、販売管理費において節減する項目が表に無い場合は、項目を追加するなどして表で確認できるようにすること。
2. 売上高を伸ばした計画にしている場合には、その理由を記載すること。
3. 累積欠損が表にて改善されない場合には、当該法人の借入れの返済や資金が不足する場合には、個人資産を投入する旨の役員等の誓約書(役員等の固定資産税評価証明書等資産の確認できる書面も添付すること)等、法人継続の担保となる書面を添付すること。
4. 直前3年間に経常損失が生じている場合は、損失となった理由を記載すること。

年 月 日

(宛先)松山市長

申請者

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

立 地 基 準 誓 約 書

本申請(届出)に係る産業廃棄物の積替え保管行為に供する施設は、松山市産業廃棄物適正処理指導要綱(平成10年要綱第34号)第9条の規定に基づく「積替え保管施設及び処理施設の立地に関する基準(以下「基準」という。)」にて定めた別紙2の事項を全て満たしていることを誓約いたします。

1. 積替え保管施設設置場所が次に掲げる地域ではないこと。ただし、各法令に基づく手続を経て、設置可能なものについては、この限りでない。

(ア) 自然公園特別地域

自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項に基づき環境大臣が指定した地域又は愛媛県県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号)第21条第1項に基づき愛媛県知事(以下「知事」という。)が指定した地域をいう。

(イ) 自然環境保全地域特別地区

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第1項に基づき環境大臣が指定した地域又は愛媛県自然環境保全条例(昭和48年愛媛県条例第32号)第21条第1項に基づき知事が指定した地域をいう。

(ウ) 鳥獣保護区特別保護地区

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項に基づき環境大臣又は知事が指定した地域をいう。

(エ) 特別緑地保全地区

都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項に基づき知事が定めた地区をいう。

(オ) 風致地区

都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号に基づき知事が定めた地区をいう。

(カ) 保安林及び保安林予定森林

森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項又は第25条の2第1項の規定により指定された保安林及び第29条又は第30条の2第1項の規定により指定された保安林予定森林をいう。

(キ) 保安施設地区及び保安施設地区予定地区

森林法第41条第1項に基づき農林水産大臣が指定した地区及び指定予定地区をいう。

(ク) 河川区域

河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する区域をいう。

(ケ) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に基づき知事が指定した区域をいう。

(コ) 砂防指定地

砂防法(明治30年法律第29号)第2条に基づき国土交通大臣が指定した土地をいう。

(サ) 地すべり防止区域

地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に基づき主務大臣が指定した区域をいう。

(シ) 海岸保全区域

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項に基づき知事が指定した区域をいう。

(ス)松山市市街化調整区域の整備・保全の方針中「開発行為を認めない区域の方針」に定めた区域(開発行為を認めない区域は以下の①～⑩である。)

- ① 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域
- ② 農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)第5条第3項第1号に規定する工業等導入地区
- ③ 集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第3条に規定する集落地域
- ④ 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)の規定により流通業務団地の都市計画の定められている土地の区域
- ⑤ 農地法(昭和27年法律第229号)による農地転用が許可されないと見込まれる農地
- ⑥ 森林法(昭和26年法律第249号)に規定する保安林、保安施設地区、保安林予定森林、保安施設地区予定地
- ⑦ 保安林整備臨時措置法(昭和29年法律第84号)に規定する保安林整備計画に基づく保安林指定計画地
- ⑧ 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)の指定地域
- ⑨ 自然公園法(昭和32年法律第161号)の特別地域
- ⑩ その他市長が保全・抑制する必要があると認める区域

2. 次の事項に十分留意すること。

- (ア)河川、水路、湖沼及び地下水の汚濁による生活環境への影響のおそれがないこと。
- (イ)大気汚染、騒音、振動、悪臭等による生活環境への影響のおそれがないこと。
- (ウ)地滑り、土砂崩れ等の災害を発生させるおそれのないこと。
- (エ)隣接する道路、河川、水路等の公共施設に影響を与えるおそれのないこと。
- (オ)上水道及び簡易水道等の水源への影響のおそれがないこと。

3. 積替え保管施設設置場所に係る次の承諾が得られていること。

- (ア)積替え保管に係る土地の使用権限が得られ、かつ取り扱う産業廃棄物の種類、積替え保管方法その他必要な事項について、土地所有者の承諾が得られていること。
- (イ)積替え保管に係る土地までの搬出入道路(国道、県道及び市町村道を除き該当する道路がある場合。)の管理者から、産業廃棄物の運搬に伴う車両の通行について、承諾が得られていること。

年 月 日

同時申請(届出)に関する申立書

本申請(届出)書における下記の添付書類について、 年 月 日
付けで貴市に提出いたしました「 」に係る書類
に添付したものと共通しておりますので、事務処理の簡素化と経費節約のため、本申請(届出)書
には添付を省略させていただきたく、その旨申し立てます。

記

① _____

② _____

③ _____

④ _____

住 所:

氏 名:

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

原本認証に関する申立書

当申請書又は届出書に添付している登記事項証明書等の写しについては、原本と相違ないことを申し立てます。

年 月 日

(宛先) 松山市長

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

同一の場所であることの申立書

当方の事業所等として使用している下記については、表示は異なりますが同一の場所であることを 申し立ていたします。

記

住居表示上: _____

登記簿上: _____

年 月 日

(宛先)松山市長

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)